

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等使用ガイドライン

令和6年1月15日
独立行政法人日本学生支援機構
グローバル人材育成部長決定

第1条 目的

- 「トビタテ！留学 JAPAN」は、大志あるすべての日本の若者が、海外留学をはじめとする新しいチャレンジに自ら一步を踏み出す機運を醸成することを目的とした留学促進キャンペーンです。官民が協力し、日本人学生の海外留学をきめ細かく支援する新たな制度（官民協働海外留学支援制度）を創設することを通じて、意欲と能力のある若者全員に留学機会を付与し、世界で活躍できる真のグローバル人材を育てることを目指しています。
- 「トビタテ！留学 JAPAN」の呼称及びロゴマークは、日本から世界へ飛び立っていく学生たちの象徴として、日の丸から飛び立つキジ（国鳥）を表現し、世界へ羽ばたき経験を積んだ若者たちが、グローバルな視点とリーダーシップで日本の未来を牽引していく様を表すとともに、国や企業等がオールジャパン体制でそれを応援していくという志を、親しみやすい印象で訴求しています。
- 「トビタテ！留学 JAPANロゴマーク等第2ステージ使用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、上記の目的を達成するために、「トビタテ！留学 JAPAN」の第2ステージロゴマーク等を使用するに際して、遵守すべき事項をまとめたものです。

第2条 定義

本ガイドラインで規定する『「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等』とは、「トビタテ！留学 JAPAN」の呼称と、別表に定めるロゴマークおよびこれらを組み合わせた意匠やコンセプト文です。

第3条 管理者

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等の管理者は、独立行政法人日本学生支援機構です。なお、同ロゴマーク等の著作権は、文部科学省及び独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）に帰属します。

第4条 使用適用者

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等を使用できるのは、「トビタテ！留学 JAPAN」の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全ての内容に同意する者であって、機構からの承認を受けた者に限ります。

第5条 申請方法と承認手続き

- 「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用の承認を受けようとする者は、原則として承認を受けようとする1ヶ月前までに、別紙に定める申請書に関係書類を添えて、メールにて機構に提出することとします。
- 機構は、申請内容が以下の基準に合致するか審査を行います。
 - ロゴマークの使用目的が、総合的に判断して、「トビタテ！留学JAPAN」の趣旨に沿っているものであること。
 - 本ガイドラインの内容に反していないこと
 - 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした使用でないこと。

- (4) 法令及び公序良俗に反して使用される恐れがないこと。
 - (5) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用される恐れがないこと。
3. 機構は、申請内容を審査した上で、「トビタテ！留学JAPAN」 第2ステージロゴマーク等の使用の可否を申請者に連絡します。使用可の場合、ロゴマークの電子データ及び「ロゴデザインマニュアル」を送付します。ロゴマークの使用に当たっては、本ガイドライン及び「ロゴデザインマニュアル」の規定を遵守してください。
4. 上記1. の規定に関わらず、下記に掲げる個人、学校、企業及び団体等が、第1条の目的に沿った情報発信等の目的により、別に定める「ロゴデザインマニュアル」の規定を遵守の上で、例示的かつ非商業的に使用する場合は、申請を不要とします。
- (1) 官民協働海外留学支援制度の奨学生
 - (2) 高校、大学等の教育機関
 - (3) 官民協働海外留学支援制度に対し寄附等直接に支援を行う企業
 - (4) 官公庁、各地方公共団体、外国政府等機関
 - (5) 新聞、放送、オンラインメディア等の報道関係機関（報道目的を含む。）

第6条 報告

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用者は、機構が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告することとします。

第7条 不正使用と承認の取り消し

1. 「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用承認後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、機構は、「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージロゴマーク等の使用承認を取り消します。
 - (1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり、
機構からの是正指示に応じないとき
 - (2) 使用内容と申請内容が著しく異なるとき
 - (3) 使用者が関連行事の実施等に当たって、「トビタテ！留学 JAPAN」の信用を傷つける行為を行ったとき
 - (4) 使用者が関連行事の実施等に当たって、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
 - (5) 公序良俗に反するとき
2. 使用承認の取り消しを受けた者は、ロゴマークの画像データを速やかに破棄し、いかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

第8条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは独立行政法人日本学生支援機構により事前の通知なく変更される場合があります。

【問い合わせ・申請先】

独立行政法人 日本学生支援機構
グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話:03-6734-3624 (直通)
E-mail:ryugakujapan@mext.go.jp

(別表)

具体的な使用方法については、「「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等使用ガイドライン」を参照するとともに、使用に当たっては、「ロゴデザインマニュアル」を遵守してください。マニュアルに沿った掲載イメージを添えて、別紙の申請書によりお申込みください。

※サイズ、色などの詳細はロゴ使用マニュアルを確認ください。

1. 呼称：「トビタテ！留学 JAPAN」

2. ロゴマーク：

「トビタテ！留学 JAPAN」ロゴマーク等使用ガイドライン第5条第3項（3.）以外の組織・団体向け

2-1-1. 組織紹介の紙・WEB媒体等に掲載の場合

※ロゴマークとセットで下記の注釈を追記ください。

可読性があればフォント・文字サイズ・改行の指定はありません。

※●●は使用者名を記入ください。

※●●は留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」の趣旨に賛同しています



※●●は留学促進キャンペーン
「トビタテ！留学 JAPAN」の趣旨に賛同しています

※●●は

留学促進キャンペーン

「トビタテ！留学 JAPAN」の

趣旨に賛同しています

2-1-2. 留学手配や留学プログラムを提供する事業体が紙・WEB媒体等に掲載の場合

※ロゴマークとセットで下記の注釈を追記ください。

可読性があれば、フォント・文字サイズ・改行の指定はありません。

※「トビタテ！留学JAPAN」は留学促進キャンペーンであり、個別の団体を認定するものではありません



※「トビタテ！留学 JAPAN」は留学促進キャンペーンであり、
個別の団体を認定するものではありません

※「トビタテ！留学 JAPAN」
は留学促進キャンペーンで
あり、個別の団体を認定す
るものではありません

2 – 1 – 3. 個別の留学プログラム（商品・サービス）の紙・WEB媒体等に掲載の場合

※ロゴマークとセットで下記の注釈を追記ください。

可読性があれば、フォント・文字サイズ・改行の指定はありません。

※「トビタテ！留学JAPAN」は留学促進キャンペーンであり、個別のプログラムを推奨するものではありません



※「トビタテ！留学 JAPAN」
は留学促進キャンペーン
であり、個別のプログラム
を推奨するものではあり
ません



※「トビタテ！留学 JAPAN」は留学促進キャンペーンであり、
個別のプログラムを推奨するものではありません

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージ ロゴマーク等使用申請書

令和 年 月 日

「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージ ロゴマーク等を使用したいので、次のとおり申請します。

1. 申請者

- (1)名称
- (2)住所
- (3)電話番号
- (4)代表者
- (5)担当者・連絡先 (TEL・FAX・E-mail)

2. 使用目的

3. 使用方法 (具体的に記入いただき、掲載時のイメージ画像を添付してください。)

4. 使用期間 (使用可能期間は申請日から 1年以内)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記申請のとおり 「トビタテ！留学 JAPAN」第2ステージ ロゴマーク等を使用することを認めます。

なお、使用に当たっては下記の事項を厳守してください。

記

1. ロゴマーク等使用品の現物1点または現物の写真を提出すること。
2. 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
3. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

令和 年 月 日
独立行政法人 日本学生支援機構
グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課長